



名古屋高裁金沢支部の裁判官に 公正な審理を求める署名

趣旨

2014年5月21日、福井地方裁判所で大飯原発3、4号機の運転差止めを命じる歴史的判決（「樋口判決」）が言い渡されました。関西電力が控訴し、名古屋高裁金沢支部で審理が続いています。そして今年（2017年）4月、元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏が証人として証言。次の重大な問題点を指摘しました。

- ① 関西電力は、大飯原発周辺の地盤について浅い層しか調査していない。
- ② 安全設計の一番の基本となる基準地震動の計算が大幅な過小評価となっている。
- ③ 規制委員会の安全審査は、政府（地震本部）が定めた方法と異なるやり方による基準地震動の計算を認めており、重大な欠陥がある。

住民側（被控訴人）は、島崎証言を裏付けるための証人尋問申請を行いました。名古屋高等裁判所金沢支部の3人の裁判官は、住民側の証人申請を軒並み却下して、審理を打ち切ろうとしています。こうした裁判所の態度は、真実の解明という裁判所の役割を放棄するものです。この国は、福島第一原発事故の甚大な被害を経験しました。想定を超える大地震が大飯原発を襲う可能性も否定できない（島崎証言）中、誰が大飯原発の安全性を担保するのでしょうか。

要請事項

島崎邦彦証人が指摘した関西電力大飯原子力発電所3、4号機の安全性の問題点を解明すべく、住民側（被控訴人）が申請した証人尋問を行い、審理を尽くすよう求めます。

名古屋高裁金沢支部第1部 裁判長裁判官内藤正之、裁判官鳥飼晃嗣及び裁判官能登健太郎 様

請願者（電子署名に署名済みの方はご遠慮ください。期限は2017年10月15日とします）

氏名	住所（都道府県名+市町村名まで）

集計・連絡先は「福井から原発を止める裁判の会」

小野寺和彦(090-6274-1662) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町14-1まで